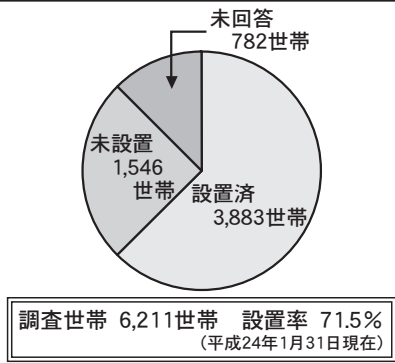


留萌市一般住宅の設置状況



平成23年6月1日から全ての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務づけられ、留萌消防組合では平成23年度緊急雇用創出事業を活用し、8月1日から1月31日の6ヶ月間において留萌市内の一般住宅を対象に住宅用火災警報器設置調査を実施しました。

その結果、留萌市内の設置率は71.5%でした。

現在北海道の平均設置率は72.5%(平成23年6月現在)であり、まだ未設置の住宅については、大切な生命や財産を火災から守るために早期の設置をお願いいたします。

また、設置した場合には、消防署予防係(42-2211)へ連絡をお願いいたします。調査にご協力いただき、ありがとうございます。

住宅用火災警報器 設置調査結果について

消火器を正しく 使用できますか？

消火器は私たちにとってのもっとも目にするものの多い身近な消防器具です。しかし、実際の火災における消火器の使用率は50%程度となつています。皆さんはいざというときに適切に使用することが出来ますか？

消火器の使い方

- ①安全栓を上にも引き抜きます。
- ②ホースを外し火元に向けます。
※噴射するとホースの先が暴れてしまうので先端を持ちます。
- ③レバーを握って噴射します。
※火元にいきなり当てるのではなく、手前からホウキで掃くように近づけます。

注意点

- ・火災を見つけたら「火事だー」と叫び周りの人に知らせましょう。
- ・消火器の噴射時間は15秒程度です。1本で足りない場合は2〜3本の消火器を用意しましょう。
- ・天井などに延焼している場合は消火器の適応能力を超えていますので避難を優先しましょう。

適応火災 表示マーク



留萌消防組合消防署予防課保安係
TEL 42-2295

お問い合わせ

場所

末広町4丁目
留萌消防会館2階

開催日

平成24年5月14日(月)から5月17日(木)までの4日間で開催します。

平成24年 危険物取扱者試験 事前講習会開催の お知らせ

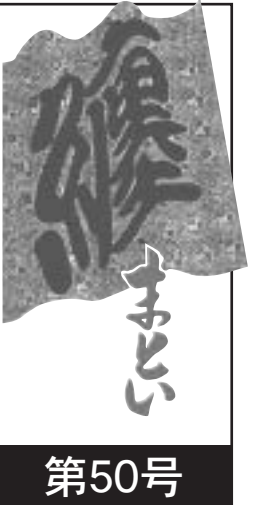
平成24年6月3日(日)に第1回危険物取扱者試験が実施されます。受験者を対象とした事前講習会を次のとおり開催いたします。希望される方はお申込み下さい。



春の火災予防運動 4月20日～4月30日

《全国统一標語》
『消したはず 決めつけしないで もう一度』
《留萌消防組合テーマ》
『火災から 生命を 守ろう』

午後8時サイレン吹鳴



春の火災予防運動が 実施されます

例年以上の大雪に苦しめられた冬でしたがようやく終わりを近づけ、春の暖かさを感じられる季節になりました。今年の寒波により、除雪や屋根の雪降ろし中の事故、視界不良による交通事故、暖房機器が原因となる火災の発生など全国でもさまざまな事故が起こり、連日ニュースなどで目にする機会が多かったのではないのでしょうか？春が訪れましたが、これからの季節は空気が乾燥し、強い風が吹く日が多くなるなど、冬と同様に火災の発生しやすい時期でもあります。タバコのポイ捨てやごみ焼きなどを行うと一気に広がり火災となってしまう恐れがありますので、そのような行為は行わないよう、日ごろから火の用心の心掛けをお願いいたします。

留萌消防組合では運動期間中、サイレンの吹鳴、火災防ぎよ訓練、街頭啓発、防火査察などさまざまな行事を通じて火災予防をうたえてまいりますのでご理解、ご協力をお願いいたします。

焚き火 ×



タバコのポイ捨て ×



『消防団協力事業所制度』

留萌消防組合では、平成22年から「消防団協力事業所制度」を導入しています。

この制度は、地元企業・事業所の協力を得て、地域防災力の強化を図っていくとするもので、消火活動や自然災害などの大規模災害時において住民の安全確保、被害軽減の活動に必要な不可欠な消防団員の確保を促進することを目的としています。

消防団活動への協力を通じて社会貢献が顕著であると認められる事業所を消防団協力事業所と認定し、その証として表示証(プレート)を交付するものです。

具体的には、消防団員を複数名雇用している事業所など消防団防災活動に対し特に積極的に協力している事業所が対象になります。

現在まで留萌市の祐川商店(礼受町)・米倉水産(瀬越町)・深瀬鉄工所(元町)・小平町の小平自動車運輸(小平)・新名建設(字小平)の5社が認定を受けています。

消防団活動は地域の皆さんのご理解に支えられています。地域防災のため、消防団へのご協力をお願いいたします。



認定表示証

●紙面に対するお問い合わせ先●

留萌消防組合
留萌消防署 予防課 予防係
電話 42-2211
FAX 43-5153